

学部等の届出設置について

平成26年3月
文部科学省大学設置室

<学部等の届出制度について>

平成14年8月の中央教育審議会答申を踏まえ、大学の自主性・自律性を尊重し、大学の教育研究水準の維持向上を図りつつ、急速な社会の変化や学問の進展に的確に対応し、大学等の主体的・機動的対応をより一層可能とする観点から、同年11月に学校教育法の一部を改正したところです。

そのうちの一つとして、従前は、大学の学部、大学院の研究科等の設置廃止を行う場合、全て文部科学大臣の認可が必要であったが、平成16年度以降に開設する公私立の大学の学部、大学院の研究科等の設置に当たっては、学問分野を大きく変更しないものについて認可を要しないこととし、あらかじめ、文部科学大臣に届け出ることにより設置できることとされました。

これは、新たに学部等を設置するにあたり、当該大学が授与する学位の種類、分野の変更を伴わないものは、大学が既に有する教員やノウハウを活用することで一定の質の担保が可能であるとの考え方により、認可の例外として文部科学大臣にあらかじめ届け出ることで設置することが可能とされています。（学校教育法第4条第2項、同法施行令第23条の2）これにより、一定の学部設置等について、大括りの分野の中での新たな展開が認可を要することなく届出だけで可能となるものであり、大学の個性的で多様な発展に資するものとなっています。

ただし、学部等の設置が認可事項となるか届出事項になるかにかかわらず、当該学部等が大学設置基準等の法令に適合していなければならないことは言うまでもないことであり、文部科学大臣は、設置届出があったものについて、その届出に係る事項が、設備、授業その他の事項に関する法令の規定に適合しないと認めるときは、届出者に対して、審議会の意見を受けて、必要な措置をとるべきことを命ずることができるとされています。（学校教育法第4条第3項）

届出後の事務処理の流れについては、別紙1を参照してください。

<学位又は学科の分野について>

学位又は学科の分野は、「学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成15年3月31日文科省告示第39号）の別表第1又は別表第2に掲げる学位の分野のうち、当該学科等の教育内容に対応します。

学位又は学科の分野については、教育課程等に照らして適切な分野としてください。

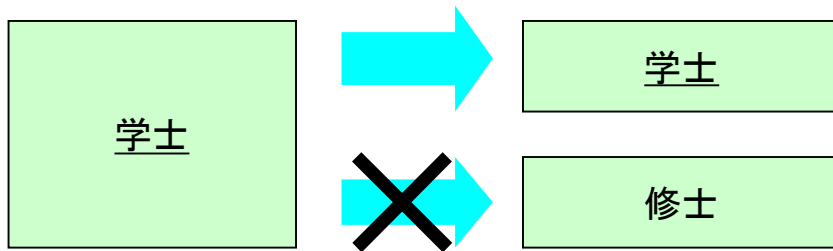
今後、当該学科等の学位又は学科の分野について、構成分野が複数に跨る場合であっても、主となる分野が存在する場合は、他の分野の要素があっても「複合」分野とするのではなく、主となる分野の学位又は学科の分野として取り扱います。

学位の種類及び分野の変更等に関する基準（抄）

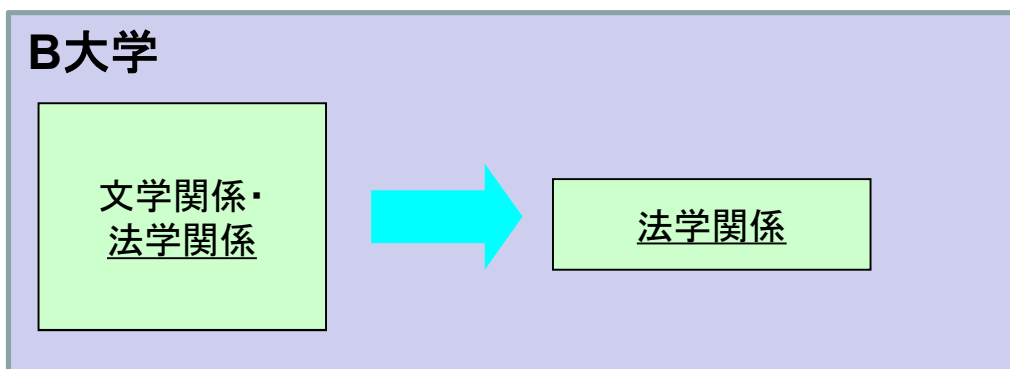
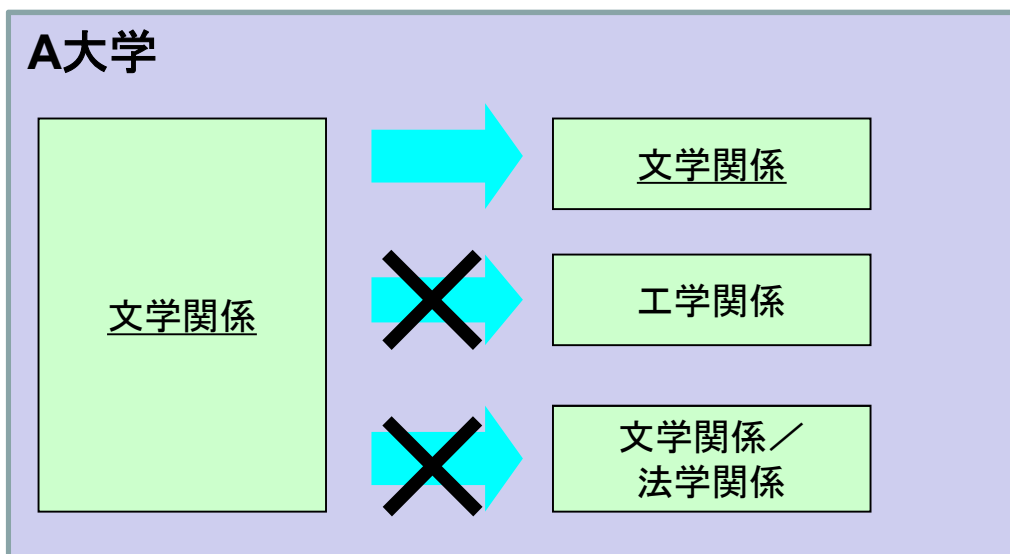
別表第一

学位の種類	学位の分野
学士、修士及び博士	文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、獣医学関係、医学関係、歯学関係、薬学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係（看護学関係）、保健衛生学関係（リハビリテーション関係）、保健衛生学関係（看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。）
専門職学位（法務博士（専門職）及び教育修士（専門職）を除く。）	文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、獣医学関係、医学関係、歯学関係、薬学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係（看護学関係）、保健衛生学関係（リハビリテーション関係）、保健衛生学関係（看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。）
専門職学位のうち法務博士（専門職）	法曹養成関係
専門職学位のうち教職修士（専門職）	教員養成関係
短期大学士	文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係（看護学関係）、保健衛生学関係（リハビリテーション関係）、保健衛生学関係（看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。）
備考 学際領域等右記の区分により難い学位の分野の判定に当たっては、既設の学部等の廃止を伴い、かつ、設置等又は開設に係る学部等の教員数（大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)その他の法令の規定に基づき必要とされる教員数をいう。以下同じ。）の半数以上が当該既設の学部等に所属していた教員で占められること等により、設置等又は開設の前後において、当該大学が授与する学位の分野の変更を伴わないと認められる場合に限り、第一条第一項第二号又は第二項第二号の規定に該当するものとして取り扱う。	

1. 学位の種類に変更がないとは



2. 学位の分野に変更がないとは



3. 設置計画の十分な検討

学部等の設置計画は、認可や届出といった設置手続の違いに関わらず「社会に対する「約束」」です。新しい学部等を設置される場合は、教育課程、教員組織、施設・設備等の計画について、学内で十分に検討し確定した内容で届出をしてください。

4. 手続き等の留意点

Point 1 運営委員会への事前相談

既設・新設学部等の学位の分野は、人材養成目的、教育課程、教員組織の編成内容等から適切に判断してください。学位の分野の判断が困難な場合は、大学設置分科会運営委員会の事前相談で確認することができます。

(大学や学部等の名称を変更される場合は、当該案件の「学校教育法施行規則第2条」に係る届出の該当の適否のほか、「大学設置基準第40条の4」(大学等の名称)等に定める要件等の適否に係る専門的判断が必要であることから、名称変更を行う場合は運営委員会への事前相談を行うようにしてください。)

事前相談を希望される場合は、関係資料を以下の受付期間に大学設置室まで送付してください。併せて、事前相談書類を送付した旨の確認メールをお送り下さい。

(ただし、名称変更に係る事前相談については、短期大学は大学振興課短期大学係、高等専門学校は専門教育課高等専門学校係まで送付してください。)

記入上の留意点については、別紙2～10を参照してください。

	受付期間	開催予定日	受付対象となる開設・変更年度
1	平成26年 1月27日(月) ~ 1月 31日(金)	平成26年 3月18日(金)	平成27年度
2	平成26年 4月24日(木) ~ 5月 7日(水)	平成26年6月中旬	平成27年度
3	平成26年 6月30日(月) ~ 7月 4日(金)	平成26年8月中旬	平成27, 28年度
4	平成26年10月20日(月) ~ 10月24日(金)	平成26年12月中旬	平成27, 28年度
5	平成26年11月21日(金) ~ 11月28日(金)	平成27年1月下旬	平成28年度
6	平成27年 1月26日(月) ~ 1月30日(金)	平成27年3月中旬	平成28年度

※具体的な会議開催予定日については、決まり次第文部科学省のHPにおいてお知らせする予定です。

I. 「教員審査の省略」「認可又は届出」提出書類

<以下の資料を35部、左上ステープル、2穴>

- ①設置計画の概要(別紙2)
- ②基礎となる学部等の改編状況(別紙3)
- ③教育課程等の概要(別紙4)
- ④教育課程等の概要(既設)(別紙4)

※(既設):設置する学部等において授与する学位と同一の種類及び分野の学位を届出時に授与している既設の学部等

- ⑤授業科目の概要(別紙5)
- ⑥教員名簿(別紙6)
- ⑦組織の移行表(別紙7)

II. 「名称変更」提出書類

<以下の資料を35部、左上ステープル、2穴>

- ①名称変更の概要(別紙8)
- ②設置時からの組織の変更状況(別紙9)
- ③設置時からの教育課程の変更状況(別紙10)
- ④組織の移行表(別紙7)

Point 2 設置計画の確実な履行

届出による設置であっても、校地、校舎、専任教員基準等の法令を順守することはもとより、設置計画を確実に履行しなければなりません。

届出により設置した学部等へのアフターケアについては、平成21年度より、平成18年度以降届出設置（19年度開設）された、全ての学部等を対象に実施しており、調査の結果、留意事項を付すことになった場合には、設置認可後のアフターケア同様に公表しています。

今後も同様にアフターケアにより履行状況を確認しますので、十分にご留意ください。

Point 3 情報公開

平成21年度から、大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則第12条に基づき、届出による設置の場合においても、従来、公表している大学の学部等の名称や位置などの事項に加え、届出設置の際の添付資料である、「基本計画書（教育課程、教員数等を含む）」、「校地校舎等の図面」、「学則」、「設置の趣旨等を記載した書類」及び「教員名簿（年齢及び月額基本給を除く）」についても大学設置室のホームページで公表することとしています。各大学におかれましては、電子ファイルの提出等をお願いすることとなりますので、手続に遺漏なきようお願いいたします。

Point 4 広報活動

広報活動は計画の構想段階であっても、大学の責任において実施することは差し支えありませんが、「構想中」であることを明示することはもとより、未確定な内容や紛らわしい表現などがないよう適切に行ってください。

Point 5 学生募集活動

設置計画が法令に適合しない場合、法令に基づく措置命令を行うため、学生保護の観点から、学生募集活動は、原則として、届出後60日以降に行うようにしてください。

運営委員会の事前相談で届出による設置が可能と判断されたものは、大学の責任において届出後の学生募集を可能としていますが、届出された設置計画が法令に適合しない場合は、措置命令を行うことがあることに留意してください。

広報活動、学生募集活動については、別紙11を参照してください。

Point 6 その他の留意点

- ① 基本計画書（様式2号(その1)）の「同一設置者内における変更状況」欄に、学内の定員変更内容を記載することにより、収容定員変更（大学全体の収容定員が増となる場合を除く）に係る学則変更届の省略が可能

※届出による学部等の設置に伴い、大学全体の収容定員増の認可申請を伴う場合も当該欄に記載が必要
※収容定員変更の届出以外の手続き（学生募集停止の報告等）については、この欄に記載した場合でも別途手続きが必要

- ② 既設学部等や大学全体の専任教員基準数の遵守（人数、教授数）

5. 設置届出書の受付期間

学部等を届出により設置する場合は、以下の期間内に届出を行ってください。当該届出設置が収容定員増の認可を要する場合は、3月末に収容定員増の認可申請を行うものは4月の受付期間、6月末に収容定員増の認可申請を行うものは6月の受付期間に届出を行ってください。
※併せて、届出設置書類を送付した旨の確認メールをお送り下さい。


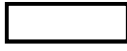

受付期間				収容定員増の認可申請
1	平成26年4月23日(水)	～	4月30日(水)	3月末申請は4月に届出
2	平成26年5月26日(月)	～	5月30日(金)	
3	平成26年6月24日(火)	～	6月30日(月)	6月末申請は6月に届出
4	平成26年7月25日(金)	～	7月31日(木)	
5	平成26年8月25日(月)	～	8月29日(金)	
6	平成26年9月24日(水)	～	9月30日(火)	
7	平成26年11月21日(金)	～	11月28日(金)	
8	平成26年12月18日(木)	～	12月25日(木)	

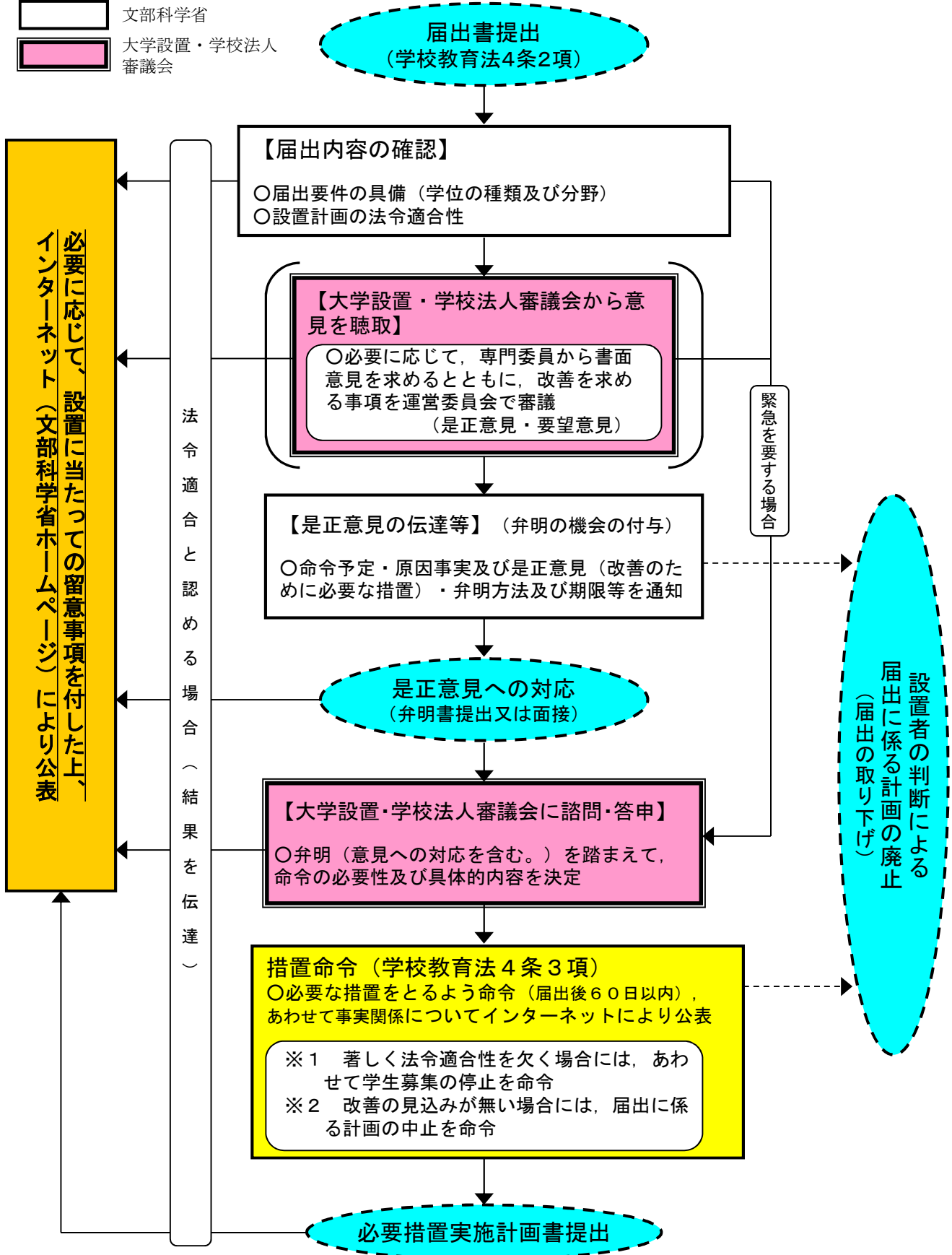
6. 届出内容の公表

届出のあった内容が届出要件を具備しているか法令適合性等を確認し、原則として受付後60日程度で文部科学省ホームページにおいて公表します。

届出後の事務処理の流れ

別紙 1

-  設置者
-  文部科学省
-  大学設置・学校法人審議会



設置計画の概要

事項	記入欄																																																																																													
事前相談事項	認可又は届出																																																																																													
計画の区分	学部の設置																																																																																													
フリガナ設置者	ガッコウホケン トランモンガクエン 学校法人 虎ノ門学園																																																																																													
フリガナ大学の名称	トランモンダイガク 虎ノ門大学 (The University of Toranomon)																																																																																													
新設学部等において養成する人材像	国際関係学部 ① ② 国際文化学科 ① ② ③ 国際開発学科 ① ② ③																																																																																													
既設学部等において養成する人材像	※ 上記「新設学部等」の欄と同様に記載してください。																																																																																													
新設学部等において取得可能な資格	【国際関係学部 国際文化学科】 ・ 中学・高校教員1種 (国語, 社会) ① 国家資格, ② 資格取得可能 ③ 卒業要件単位に含まれる科目のほか, 教職関連科目の履修 ・ 図書館司書 ① 国家資格, ② 資格取得可能 ③ 卒業要件単位に含まれる科目の履修のみで取得可能だが, 資格取得が卒業の必須条件ではない。 【国際関係学部 国際開発学科】 ・ 中学・高校教員1種 (国語, 社会) ① 国家資格, ② 資格取得可能 ③ 卒業要件単位に含まれる科目のほか, 教職関連科目の履修が必要																																																																																													
既設学部等において取得可能な資格	※ 上記「新設学部等」の欄と同様に記載してください。																																																																																													
概要	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">新設学部等の名称</th> <th rowspan="2">修業年限</th> <th rowspan="2">入学定員</th> <th rowspan="2">編入学定員</th> <th rowspan="2">収容定員</th> <th colspan="2">授与する学位等</th> <th rowspan="2">開設時期</th> <th colspan="3">専任教員</th> </tr> <tr> <th>学位又は称号</th> <th>学位又は学科の分野</th> <th>異動元</th> <th>助教以上</th> <th>うち教授</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">国際関係学部 [faculty of International Relations]</td> <td rowspan="3">4</td> <td rowspan="3">80</td> <td rowspan="3">-</td> <td rowspan="3">320</td> <td rowspan="3">学士 (国際文化学)</td> <td rowspan="3">文学関係</td> <td rowspan="3">平成27年 4月</td> <td>文学部歴史文化学科</td> <td>5</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>文学部言語学科</td> <td>4</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>法学部法律学科</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>10</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">国際開発学科 [Department of International Development]</td> <td rowspan="3">3年次</td> <td rowspan="3"></td> <td rowspan="3"></td> <td rowspan="3"></td> <td rowspan="3">学士 (国際文化学)</td> <td rowspan="3">文学関係</td> <td rowspan="3">平成27年 4月</td> <td>文学部歴史文化学科</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>文学部言語学科</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>経済学部経済学科</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>10</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table>	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	授与する学位等		開設時期	専任教員			学位又は称号	学位又は学科の分野	異動元	助教以上	うち教授	国際関係学部 [faculty of International Relations]	4	80	-	320	学士 (国際文化学)	文学関係	平成27年 4月	文学部歴史文化学科	5	3	文学部言語学科	4	2	法学部法律学科	1	1	計	10	6	国際開発学科 [Department of International Development]	3年次				学士 (国際文化学)	文学関係	平成27年 4月	文学部歴史文化学科	2	1	文学部言語学科	3	1	経済学部経済学科	3	3	計	2	1	計	10	6	<p>「設置する学部等において授与する学位と同一の種類及び分野の学位を届出時に授与している既設の学部等」について記載してください。</p> <p>英文名称を記載ください。</p> <p>新設学部等のみ記載してください。既設学部等は下段に記載してください。</p> <p>専任教員数は、新設学部等の学年進行終了時における人数を記載してください。「既設学部等の概要」の人数に対応している必要があります。</p>																																	
	新設学部等の名称						修業年限	入学定員		編入学定員	収容定員	授与する学位等		開設時期	専任教員																																																																															
学位又は称号		学位又は学科の分野	異動元	助教以上	うち教授																																																																																									
国際関係学部 [faculty of International Relations]	4	80	-	320	学士 (国際文化学)	文学関係	平成27年 4月	文学部歴史文化学科	5	3																																																																																				
								文学部言語学科	4	2																																																																																				
								法学部法律学科	1	1																																																																																				
計	10	6																																																																																												
国際開発学科 [Department of International Development]	3年次				学士 (国際文化学)	文学関係	平成27年 4月	文学部歴史文化学科	2	1																																																																																				
								文学部言語学科	3	1																																																																																				
								経済学部経済学科	3	3																																																																																				
計	2	1																																																																																												
計	10	6																																																																																												
既設	<table border="1"> <thead> <tr> <th>既設学部等の名称</th> <th>修業年限</th> <th>入学定員</th> <th>編入学定員</th> <th>収容定員</th> <th>授与する学位等</th> <th>開設時期</th> <th colspan="3">専任教員</th> </tr> <tr> <th colspan="7"></th> <th>異動元</th> <th>助教以上</th> <th>うち教授</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">文学部</td> <td rowspan="4">4</td> <td rowspan="4">60</td> <td rowspan="4">-</td> <td rowspan="4">240</td> <td rowspan="4">学士 (文学)</td> <td rowspan="4">文学関係</td> <td rowspan="4">昭和40年 4月</td> <td>国際関係学部国際文化学科</td> <td>5</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>国際関係学部国際開発学科</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>退職</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>9</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">法学部</td> <td rowspan="4">4</td> <td rowspan="4">150</td> <td rowspan="4">-</td> <td rowspan="4">600</td> <td rowspan="4">学士 (法学)</td> <td rowspan="4">法学関係</td> <td rowspan="4">昭和40年 4月</td> <td>国際関係学部国際文化学科</td> <td>4</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>国際関係学部国際開発学科</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>退職</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>9</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">経済学部</td> <td rowspan="3">4</td> <td rowspan="3">120</td> <td rowspan="3">3年次 10</td> <td rowspan="3">500</td> <td rowspan="3">学士 (経済学)</td> <td rowspan="3">経済学関係</td> <td rowspan="3">昭和45年 4月</td> <td>国際関係学部国際文化学科</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>法学部法律学科</td> <td>15</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>新規採用</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>退職</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>18</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>17</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table>	既設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	授与する学位等	開設時期	専任教員										異動元	助教以上	うち教授	文学部	4	60	-	240	学士 (文学)	文学関係	昭和40年 4月	国際関係学部国際文化学科	5	3	国際関係学部国際開発学科	2	1	その他	1	1	退職	1	1	計	9	6	法学部	4	150	-	600	学士 (法学)	法学関係	昭和40年 4月	国際関係学部国際文化学科	4	2	国際関係学部国際開発学科	3	1	その他	1	1	退職	1	1	計	9	5	経済学部	4	120	3年次 10	500	学士 (経済学)	経済学関係	昭和45年 4月	国際関係学部国際文化学科	1	1	法学部法律学科	15	6	新規採用	1	1	退職	1	1	計	18	9	計	17	10	<p>新設学部等の設置届出時における既設学部等の状況を記載してください。募集停止される場合は、(廃止)と記載してください。</p> <p>新設学部等の学年進行終了時における所属先の学部等名・人数を記載してください。</p> <p>収容定員の変更に係る学則変更等を予定している場合は、その旨記載してください。</p>
既設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	授与する学位等	開設時期	専任教員																																																																																							
							異動元	助教以上	うち教授																																																																																					
文学部	4	60	-	240	学士 (文学)	文学関係	昭和40年 4月	国際関係学部国際文化学科	5	3																																																																																				
								国際関係学部国際開発学科	2	1																																																																																				
								その他	1	1																																																																																				
								退職	1	1																																																																																				
計	9	6																																																																																												
法学部	4	150	-	600	学士 (法学)	法学関係	昭和40年 4月	国際関係学部国際文化学科	4	2																																																																																				
								国際関係学部国際開発学科	3	1																																																																																				
								その他	1	1																																																																																				
								退職	1	1																																																																																				
計	9	5																																																																																												
経済学部	4	120	3年次 10	500	学士 (経済学)	経済学関係	昭和45年 4月	国際関係学部国際文化学科	1	1																																																																																				
								法学部法律学科	15	6																																																																																				
								新規採用	1	1																																																																																				
退職	1	1																																																																																												
計	18	9																																																																																												
計	17	10																																																																																												
【備考欄】	<p>平成26年6月 収容定員の変更に係る学則変更認可申請予定</p> <p>国際関係学部 (平成26年4月届出予定)</p> <p>国際文化学科 [定員増] (80)</p> <p>国際開発学科 [定員増] (120)</p> <p>(3年次編入学定員) (10)</p> <p>経済学部</p> <p>経済学科 [定員減] (△10)</p> <p>法学部</p> <p>法律学科 [定員増] (10)</p> <p>文学部</p> <p>歴史文化学科 (廃止) (△60)</p>																																																																																													

設置計画の概要

事項	記入欄											
事前相談事項	認可又は届出											
計画の区分	研究科の設置											
フリガナ設置者	ガッコウホウジン トランモンガクエン 学校法人 虎ノ門学園											
フリガナ大学の名称	トランモンダイガク ダイガクイン 虎ノ門大学大学院 (The Graduate school of Toranomon)											
新設学部等において養成する人材像	① ② ③											
既設学部等において養成する人材像	① ② ③											
新設学部等において取得可能な資格	【教育学研究科 教育学専攻】 ・ 中学・高校教員専修 (国語, 社会) ① 国家資格, ② 資格取得可能 ③ 卒業要件単位に含まれる科目のほか, 教職関連科目の履修が必要											
既設学部等において取得可能な資格	※ 上記「新設学部等」の欄と同様に記載してください。											
新設学部等の概要	新設学部等の名称		修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	授与する学位等		開設時期	専任教員		
							学位又は称号	学位又は学科の分野		異動元		助教以上
	教育学研究科 [Graduate school of Education]	教育学専攻 (M) [Studies in Education Program]	2	10	-	20	修士 (教育学)	教育学・保育学関係	平成27年4月	児童学研究科児童学専攻 (M)	5	3
										教育学部教育学科	4	2
									新規採用	1	1	
									計	10	6	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 英文名称を記載してください。 </div>												
既設学部等の概要	既設学部等の名称		修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	授与する学位等		開設時期	専任教員		
							学位又は称号	学位又は学科の分野		異動先		助教以上
	児童学研究科 (廃止)	児童学専攻 (M)	2	10	-	20	修士 (児童学)	教育学・保育学関係	平成16年4月	教育学研究科教育学専攻 (M)	5	3
										その他	1	1
									退職	1	1	
									計	7	5	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 既設学部等と異なる種類の学位を授与する新設学部等(「〇〇学部」→「△△研究科」等)へ専任教員が移行する場合には、当該既設学部等の名称をこの欄に記入する必要はありません。 </div>												
【備考欄】												

(作成例)

(用紙 日本工業規格A4縦型)

基礎となる学部等の改編状況

開設又は 改編時期	改編内容等	学位又は 学科の分野	手続きの区分
平成2年4月	法学部法律学科 設置	法学	設置認可(学部)
平成8年4月	経済学部経済学科 設置	経済学	設置認可(学部)
	経済学部経営学科 設置	経済学	
平成8年4月	法学部法律学科 → 法学部法学科	法学	名称変更(学科)
平成16年4月	法学部政治学科 設置	法学	設置届出(学科)
平成16年4月	法学部法学科のカリキュラム変更	法学	学則変更
平成26年4月	政策学部政治経済学科 設置	法学、経済学	設置届出(学部)
平成26年4月	経済学部経営学科の学生募集停止	—	学生募集停止(学科)

教育課程等の概要 (事前相談)

(法学部法学科)

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考					
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手						
専門基礎科目	●●●概論	1前	2			○			1	1									
	○○○概論 (基礎)	1前	2			○												オムニバス	
	◇◇◇◇	1・2後		2		○												兼2	
	△△△論 I (基礎)	1・2前		2		○													
	△△△論 II (応用)	1・2後		2		○													
	△△△論 III (発展)	2・3前		2		○													
	×××論	2前		2		○												兼1	
	\$ \$ \$学	2前		2		○												兼1	
	% % %学	2前		2		○												兼1	
	# # #史	1・2後																	兼1
	* * *法	1・2後																	兼2
	◎◎◎法	2・3後																	兼2
	△△△史	1・2前											1					集中	
	○○○概論	1・2後		2		○						1						兼1	
	○○○総論	1・2前		2		○													
	△▽△論	1・2後		2		○				1	1			1					
	××× I (基礎)	1・2前		2		○				1									
	××× II (応用)	2・3後		2		○				2									
	■■■基礎演習	2後		2			○			2									
小計 (19科目)		—	10	28	0	—	—	—	6	3	2	2	0	兼8	—				
専門応用科目	○○○概論 (応用)	2後		2		○			2										
	■■■■論	2後		2		○			1	1								ステイ	
	○○○法	2後		2		○				1								ステイ	
	◇◇◇法	2後		2		○				1								ステイ	
	◇◇◇史	2後		2		○													
	▼▼▼総論	3・4前		2		○													
	□□□学	3・4後		2		○													
	\$ \$ \$論	3・4後		2		○													
	▽▽▽学	3後		2		○													
	# # #学 (応用)	4後		2		○													
	○○○研究	3後		2		○				3									
	×××研究	3後		2		○				2	1								
	□□□発展演習	4後		2		○				3								※実験	
	■■■発展演習	4後		2		○				2	1							※実験	
	◆◆◆発展演習	4後		2		○				3									
小計 (15科目)		—	9	28	0	—	—	—	9	4	1	1	0	兼3	—				
総合演習			9						9	2									
卒業論文			9						9	2									
小計 (2科目)			9						4	0	0	0	0	0					
合計 (36科目)		—	10	28	0	—	—	—	10	6	2	2	0	兼11	—				
学位又は称号	学士 (法律学)		学位又は学科の分野				法学関係												
卒業要件及び履修方法						授業期間等													
必修科目 24 単位、専門基礎科目の選択科目から 22 単位、専門応用科目の選択科目から 18 単位以上を修得し、124 単位以上修得すること。 (履修科目の登録の上限：○○単位 (年間))						1 学年の学期区分			2 学期										
						1 学期の授業期間			15 週										
						1 時限の授業時間			90 分										

兼任・兼担が授業を担当する場合、その人数を記載してください。

前期、後期、通年等の開講時期を配当年次の横に記載してください。

小計欄は科目区分毎の教員の実数を記載してください。

複数の授業形態をとる場合、主たる形態以外の授業形態を記載してください。

「学位の種類及び分野の変更等に関する基準」(文科省告示)に定める学位の分野を記載してください(複数ある場合は複数記載)。

届出又は申請を行った際、事前相談を受けた内容と変更があった場合は、事前相談の結果は無効になる場合がありますので、教育課程等の内容が確定した時点で事前相談を行ってください。

新設学部等の教育課程等の概要だけでなく、「設置する学部等において授与する学位と同一の種類及び分野の学位を届出時に授与している既設の学部等」の教育課程等の概要についても、忘れずに添付してください。

(用紙 日本工業規格 A 4 縦型)

(法学部 法律学科)			教員の氏名等										
調査番号	専任等区分	職位	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有学位等	月額基本給(千円)	担当授業科目の名称	配当年次	担当単位数	年間開講数	現職(就任年月)	申請に係る大学等の職務に従事する過当たり平均日数	
1	専	教授(学部長)	フリカナ ◇本 ◇◇ <平成26年4月>	62	法学博士	600	○○○論 ×××学 △△△演習	1・2前 3通 3後	4 6 2	2 3 1	霞ヶ関大学 法学部 教授 (昭60.4)	4日	
2	専	教授(学科長)	フリカナ □代 □也 <平成26年4月>	60	法学博士	590	○○○論 ×××学 □□□学	1・2通 3通 3・4前	2 4 2	1 2 1	法学部 (4)	5日	
3	専	教授	フリカナ &國 &奈 <平成26年4月>	72(高)	法学修士	590	××××学 ◎◎◎演習 ▲▲▲演習	2通 1・2後 2・3前 2通	4 2 2 4	2 1 1 2	○取締役 まで)	5日	
4	専	教授	フリカナ ◎川 ◎美 <平成26年4月>	58	経済学士	250	▼▼▼論 ◆◆◆のしくみ	1前 2前	2 2	1 1	株式会社◎◇代表取締役 (平成2.5) 株式会社◎◇代表取締役 (平成2.5)	4日 1日	
5	専	准教授	フリカナ □藤 □美 <平成27年4月>	51	法学修士	500	□□□学 ◎◎◎演習 ▲▲▲演習 ◇◇◇原論	2前 2後 3通 3後	2 2 4 2	1 1 2 1	お台場 准 (平	5日	
	兼任	講師	フリカナ □崎 □水 <平成26年4月>	50	法学修士	200	□□□学	1前	2	1			
6	専	准教授	フリカナ 中◎ ◎輔 <平成26年4月>	47	修士(法学)	480	◆◆◆概論	2通	4	1	△△法律事務所 (平12.4) △△法律事務所 (平12.4)	5日 4日	
7	専	准教授	フリカナ ◇川 ◇理 <平成26年4月>	38	文学修士	400	□□□文化 ○○●●法I(総論) ○○●●法II(××) ○○●●法III(◇◇)	1通 2前 3後 4前	2 2 2 2	2 1 1 1	日本橋大学 社会学部 講師 (平成11.9) 特定非営利活動法人◎◎会 理事 (平成20.4)	4日 2日	
8	専	講師	ポール ヘンダーソン Paul Henderson <平成26年4月>	45	Ph. D. in Economics(米国)	450	△△△論 ※ ×××学	1後 2後	0.3 2	1 1	東都学術総合研究所 主任研究員 (平13.4)	4日	
9	専	講師	フリカナ 田◎ ◎代 <平成26年4月>	42	Juridial Doctor(米国)	470	△△△論 ※ ●●●演習 ◇◆◆法	1後 2・3後 3前	0.6 2 2	1 1 1	丸之内学院 特任講師 (平10.4)	5日	
10	専	助教	フリカナ ※島 ※香 <平成26年4月>	35	博士(法学)	400	●●●学概論 ※ ×××学【隔年】 ◇◆◆入門	1前 2後 3前・後	1 2 4	1 1 2	調布大学 法学部 助手 (平14.4)	5日	
11	兼任	講師	フリカナ ◆花 ◆幸 <平成26年4月>	39	修士※(経済学)	50	◇◇◇論 ●◎◎学	1後 3前	2 2	1 1	丸の内大学 経済学部 講師 (平15.4)		
12	兼任	講師	フリカナ ◎原 ◎吾 <平成26年4月>	34	修士(文学)	25	英語 I(基礎)	1前	2	1	日本橋短期大学 学芸学科 講師 (平16.4)		
13	兼任	講師	フリカナ ◎野 ◎彦 <平成27年4月>	33	修士(法律学)	40	◆◆◆法 ×◎×◎総論	2前 3通	2 4	1 1	霞学園大学 法学部 講師 (平15.9)		

就任時の満年齢を記載。完成年度前に申請大学の退職年齢を超える場合は(高)を記入

申請時点で従事している職を記入。申請学部等開設後に従事する常勤の職がある場合2段書きにして、下段に記入

申請学部等に従事する過あたり平均日数を記入。申請学部等以外に常勤の職がある場合は、2段書きにして、下段にその勤務日数を記入

学校法人〇〇 設置認可等に関わる組織の移行表

(例1)

平成26年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員		平成27年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
〇〇大学				→	〇〇大学				
文学部 文学科	50	10	220		人文学部 人文学科	50	10	220	名称変更
経済学部 経済学科	50	10	220		経済学部 経済学科	50	10	220	
法学部 法学科	50	10	220		法学部 法学科	50	10	220	
計	150	30	660		工学部 工学科	50	10	220	学部の設置(認可申請)
					情報学部 情報学科	50	10	220	学部の設置(認可申請)
					計	250	50	1100	
〇〇大学大学院				→	〇〇大学大学院				
文学研究科 文学専攻(M)	10	-	20		文学研究科 文学専攻(M)	10	-	20	
経済学研究科 経済学専攻(M)	10	-	20		経済学研究科 経済学専攻(M)	10	-	20	
計	20	-	40		計	20	-	40	
〇〇短期大学				→	〇〇短期大学				
家政学科	75	-	150		看護学科(3年制)	0	-	0	平成27年4月学生募集停止
看護学科(3年制)	80	-	240		計	100	-	300	定員変更
計	155	-	390		計	100	-	300	

(例2)

平成26年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員		平成27年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
〇〇短期大学				→	〇〇大学				大学新設
福祉学科	100	-	200		福祉学部 福祉学科	100	-	400	
保育学科	100	-	200		計	100	-	400	
情報学科	100	-	200		〇〇短期大学				
計	300	-	600		保育学科	0	-	0	平成27年4月学生募集停止
					情報学科	100	-	200	
					計	200	-	400	

(例3)

平成26年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員		平成27年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
〇〇専門学校				→	〇〇大学				大学新設
リハビリテーション学科	100	-	200		保健医療学部				
鍼灸学科	100	-	200		リハビリテーション学科	80	-	320	
柔道整復学科	50	-	100		鍼灸学科	100	-	400	
計	250	-	500		計	180	-	720	
					〇〇専門学校				
					柔道整復学科	0	-	0	平成27年4月学生募集停止
					計	30	-	60	平成27年4月学生募集停止
					計	30	-	60	定員変更

設置時からの組織の変更状況

開設又は 変更時期	変 更 内 容	学 位 又 は 学 科 の 分 野	手続きの区分
平成8年4月	社会福祉学部社会福祉学科	社会学・社会福祉学	設置認可(学部)
	社会福祉学部福祉心理学科 設置		
平成16年4月	心理学部心理学科 設置		設置届出(学科)
	社会福祉学部社会福祉学科のカリキュラム変更	社会学・社会福祉学	学則変更
	社会福祉学部保健福祉学科	社会学・社会福祉学 保健衛生学	設置届出(学科)
	社会福祉学部福祉心理学科の学生募集停止	—	学生募集停止(学科)
平成27年4月	社会福祉学部 → 総合福祉学部	社会学・社会福祉学	名称変更(学部)
	保健福祉学科 → 医療福祉学科	保健衛生学	

名称を変更しようとする学部等が認可又は届出により設置した時期を起点として、名称変更に至るまでの組織の変更状況を記載してください。

「学位の種類及び分野の変更等に関する基準」の別表第一の分野を記載してください。

※当該名称変更が、大学の位置や法人名称等の変更に伴うものであり、学問分野や教育課程等と一切関連性がない場合は、本書類は不要です。

設置時からの教育課程の変更状況

【設置時(昭和〇〇年4月)】				【平成22年4月】				【名称変更前(平成〇〇年4月)】				【名称変更後】						
(法学部法律学科)				(法学部法律学科)				(法学部法律学科)				(法学部法律学科)						
科目区分	授業科目の名称	単位数	変更内容	科目区分	授業科目の名称	単位数	変更内容	科目区分	授業科目の名称	単位数	変更内容	科目区分	授業科目の名称	単位数	変更内容			
		必修	選択			必修	選択			必修	選択			必修	選択			
共通教育科目	●●●入門	2	2	「設置時」からの変更内容を記載してください。	●●●入門	2	2	「平成22年4月」からの変更内容を記載してください。	●●●入門	2	2	「名称変更前」からの変更内容を記載してください。	●●●入門	2	2			
	○○○史				○○○史				○○○史				○○○史					
	???.論				ΣΣΣ学				ΣΣΣ学				ΣΣΣ学			ΣΣΣ学		
	ΣΣΣ学				@@@学	2	2		@@@学	2	2		@@@学	2	2	@@@学	2	2
	△△△法	2	2		△△△法	2	2		△△△法	2	2		△△△法	2	2	△△△法	2	2
外国語科目	%%%%	2	2	分割 分割 分割	%%%%	2	2	変更内容が「統合」、「分割」等の場合は、表と表の間に矢印を付すなどして、対応関係が分かりやすいようにしてください。	%%%%	2	2	統合	%%%%	2	2			
	××語	2	2		○○語	2	2		○○語	2	2		○○語	2	2			
	××語	2	2		××語	2	2		××語	2	2		××語	2	2			
	◆◆語	2	2		◆◆語	2	2		◆◆語	2	2		◆◆語	2	2			
	スポーツ実技	2	2		スポーツ実技	2	2		スポーツ実技	2	2		スポーツ実技	2	2			
専門基礎科目	●●●概論	2	2	廃止 新設	●●●概論	2	2	統合	●●●概論	2	2	新設	●●●概論	2	2			
	△△△総論	2	2		△△△論Ⅰ(基礎)	2	2		△△△論Ⅰ(基礎)	2	2		△△△論Ⅰ(基礎)	2	2			
	×××論	2	2		△△△論Ⅱ(発展)	2	2		△△△論Ⅱ(発展)	2	2		△△△論Ⅱ(発展)	2	2			
	\$\$\$学	2	2		△△△論Ⅲ(応用)	2	2		△△△論Ⅲ(応用)	2	2		△△△論Ⅲ(応用)	2	2			
	%%%学	2	2		×××論	2	2		×××論	2	2		×××論	2	2			
	###史	2	2		¥¥¥学	2	2		¥¥¥学	2	2		¥¥¥学	2	2			
	***法	2	2		%%%学	2	2		%%%学	2	2		%%%学	2	2			
	@@@法	2	2		###史	2	2		###史	2	2		###史	2	2			
	○○○概論	2	2		***法	2	2		***法	2	2		***法	2	2			
	○○○総論	2	2		@@@法	2	2		@@@法	2	2		@@@法	2	2			
	×××Ⅰ(基礎)	2	2		○○○論	2	2		○○○論	2	2		○○○論	2	2			
	×××Ⅱ(応用)	2	2		×××Ⅰ(基礎)	2	2		×××Ⅰ(基礎)	2	2		×××Ⅰ(基礎)	2	2			
	■■■基礎演習	2	2		×××Ⅱ(応用)	2	2		×××Ⅱ(応用)	2	2		×××Ⅱ(応用)	2	2			
	小計(19科目)	10	28		0	■■■基礎演習	2		2	■■■基礎演習	2		2	■■■基礎演習	2	2		
	専門応用科目	○○○概論(応用)	2		2	新設	○○○概論(応用)		2	2	統合		○○○概論(応用)	2	2	新設	○○○概論(応用)	2
■■■論		2	2	■■■論	2		2	■■■論	2	2		■■■論	2	2				
○○○法		2	2	○○○法	2		2	○○○法	2	2		○○○法	2	2				
◇◇◇法		2	2	◇◇◇法	2		2	◇◇◇法	2	2		◇◇◇法	2	2				
▼▼▼総論		2	2	◇◇◇史	2		2	◇◇◇史	2	2		◇◇◇史	2	2				
□□□学		2	2	▼▼▼総論	2		2	▼▼▼総論	2	2		▼▼▼総論	2	2				
\$\$\$論		2	2	□□□学	2		2	□□□学	2	2		□□□学	2	2				
▽▽▽学		2	2	\$\$\$論	2		2	\$\$\$論	2	2		\$\$\$論	2	2				
###学(応用)		2	2	▽▽▽学	2		2	▽▽▽学	2	2		▽▽▽学	2	2				
○○○研究		2	2	###学(応用)	2		2	###学(応用)	2	2		###学(応用)	2	2				
×××研究		2	2	○○○研究	2		2	○○○研究	2	2		○○○研究	2	2				
◆◆◆発展演習		2	2	×××研究	2		2	×××研究	2	2		×××研究	2	2				
小計(15科目)		6	24	0	◆◆◆発展演習		2	2	◆◆◆発展演習	2		2	◆◆◆発展演習	2	2			
総合演習		4			総合演習		4			総合演習		4			総合演習		4	
卒業論文		4			卒業論文		4			卒業論文		4			卒業論文		4	
小計(2科目)	8	0	0	小計(2科目)	8	0	0	小計(2科目)	8	0	0	小計(2科目)	8	0	0			
合計(12科目)	○○	○○	○○	合計(12科目)	○○	○○	○○	合計(12科目)	○○	○○	○○	合計(12科目)	○○	○○	○○			
学位又は学科の分野	法学関係			学位又は学科の分野	法学関係			学位又は学科の分野	法学関係			学位又は学科の分野	法学関係					
卒業要件及び履修方法				卒業要件及び履修方法				卒業要件及び履修方法				卒業要件及び履修方法						
必修科目24単位、専門基礎科目の選択科目から22単位、専門応用科目の選択科目から18単位以上を修得し、124単位以上修得すること。 (履修科目の登録の上限：○○単位(年間))				必修科目24単位、専門基礎科目の選択科目から22単位、専門応用科目の選択科目から18単位以上を修得し、124単位以上修得すること。 (履修科目の登録の上限：○○単位(年間))				必修科目24単位、専門基礎科目の選択科目から22単位、専門応用科目の選択科目から18単位以上を修得し、124単位以上修得すること。 (履修科目の登録の上限：○○単位(年間))				必修科目24単位、専門基礎科目の選択科目から22単位、専門応用科目の選択科目から18単位以上を修得し、124単位以上修得すること。 (履修科目の登録の上限：○○単位(年間))						

※当該名称変更が、大学の位置や法人名称等の変更に伴うものであり、学問分野や教育課程等と一切関連性がない場合は、本書類は不要です。

届出により設置する学部等に係るPR活動及び学生募集について

届出により設置する学部等に係るPR活動及び学生募集の取扱いは、下記のとおりです。いずれも、入学希望者や社会一般に誤解を与えたり、被害を与えたりすることのないよう十分留意し、適切に実施してください。

1. PR活動

届出で設置する学部等に係るPR活動は、学生募集（募集要項の配付、出願受付、入学試験）及びそれに類する行為（指定校推薦の調整・登録、模擬試験など）と誤解されない内容で実施してください。

2. 学生募集

以下の①、②の区分に従い、適切に実施してください。

ただし、収容定員の増加に係る学則変更の認可申請を伴う学部等の届出設置の場合、認可前は、学生募集及びそれに類する行為は一切行えません。

① 事前相談を行った場合

事前相談の結果、届出で学部等の設置が可能とされたものについては、届出後、学生募集を行うことが可能です。（ただし、届出に係る事項が、設備、授業その他の事項に関する法令の規程に適合しない場合は、届出後60日以内に、学校教育法第4条第3項に基づく措置命令の可能性のあることに留意してください。）

② 事前相談を行っていない場合

事前相談を行っていない場合、届出後に届出設置要件の適否等について確認することになりますが、当該届出が届出設置の要件を満たさなかった場合に、届出後60日以内に学校教育法第4条第3項に基づく措置命令が行われることを考慮し、学生募集は、原則として届出後60日経過後（60日以内に文部科学省ホームページで公表した場合を除く。）に行ってください。やむを得ない事由により、60日経過前に学生募集を行う場合は、届出設置の種類に応じ、下表のとおり行ってください。

既 設	新 設 後	学生募集の取扱い
A学部 B学科 C学科	A学部 B C学科	既設の学科（上段：B学科、C学科、下段：B C学科）での学生募集は可能。ただし、受験生保護の観点から、改組計画及び計画に変更があり得ることを明確に記載した資料を添付すること。
A学部 B学科 C学科	A学部 B学科 C学科 D学科	既設のB学科、C学科の学生募集は可能。ただし、定員減を予定している場合は、減じた定員による募集を行うこと。 新設のD学科については、届出後60日経過後に実施すること。
A学部 B学科 C学科	A学部 B学科 C学科 D学部 E学科 F学科	既設のA学部の学生募集は可能。ただし、定員減を予定している場合は、減じた定員による募集を行うこと。 新設のD学部については、届出後60日経過後に実施すること。

※学生募集は、各年度に通知する「大学入学者選抜実施要項」に従って実施すること。

※届出により設置する学部等で新たにセンター試験の参加を希望する場合は、届出後、「大学入試センター試験実施大綱」に基づき通知してください。

※その他不明な点は担当まで確認すること。

【担当】

文部科学省高等教育局（代表：03-5253-4111）
高等教育企画課大学設置室（内線：2048）
大学振興課大学入試室（内線：2495）

「設置計画履行状況等調査（AC：アフターケア）」について

I 目的

大学等の設置後、原則として完成年度（標準修業年限終了年度）まで、当初の設置計画（科目の開設状況や教員の就任状況等）の履行状況について報告を求め、確実に履行されているか、また認可時の留意事項への対応などを調査し、必要に応じ、履行状況に関する指導・助言を行うために実施。

II 調査

1. 対象

- ①認可又は届出により設置した、学年進行中のすべての大学及び学部等
- ②完成年度を越えたもののうち、前年度に留意事項が付された大学及び学部等
※3月中旬に、調査対象大学に対して報告書作成依頼(公文書)を送付。

2. 「設置計画履行状況報告書」又は「留意事項実施状況報告書」の提出

- ・提出締切：平成26年5月16日（金）
- ・提出書類：上記①「設置計画履行状況報告書」
上記②「留意事項実施状況報告書」
※様式は文部科学省ホームページに掲載。

3. 実地調査・面接調査

上記報告書の書面調査の結果、大学設置・学校法人審議会大学設置分科会による実地又は面接調査を行う場合があります。（例年7～8月又は10～12月）
その旨の連絡を受けた場合は適宜対応願います。

4. 調査結果の公表等について

①公表時期

平成27年2月上旬予定（参考：今年度は平成26年2月12日(水)）

②「留意事項に対する改善状況等報告書」の提出

- ・提出締切：平成26年3月24日（月）

③調査結果の概要

全体としては、科目開設や教員配置など設置計画が着実に履行されており、変更がある場合も、相応の理由や止むを得ない事情があったものと認められる。しかしながら、一部には、設置計画を着実に履行する必要性に対する認識不足などを背景

に、履行状況が不十分な大学が見られた。

特に、設置計画時に就任した教員が多数退職している、設置計画時の教育課程を大きく変更している、当初の学生確保の見込みが甘く完成年度に至る前に学生募集停止を決定するという様な、設置計画の履行という観点から、極めて不適切な事例も見られた。また、届出設置においては、大学の判断で教育課程や教員組織を整備することとなっているが、計画時の準備不足から様々な問題が生じている大学もあった。

(参考) 2月12日公表の報道発表

「設置計画履行状況等調査の結果等について(平成25年度)」

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/02/1344114.htm

Ⅲ AC期間中の対応事項

1. 設置計画履行状況等調査報告書の提出

上記Ⅱ1. 及び2. 参照

2. 校舎等建物の面積を減じようとする場合等

対象：認可により設置した、学年進行中のすべての大学及び学部等

校舎等建物の面積を減じようとする場合及び建築計画が遅延する場合は、事前に「建築等設置計画変更書」の提出が必要。

3. やむを得ず専任教員を変更等する場合

対象：認可により設置した学年進行中のすべての大学及び学部等

やむを得ず専任教員を変更等する場合(詳しくは手引き参照)は、当該専任教員が授業等を開始する前に、必ず『専任教員採用等設置計画変更書』を提出し、大学設置・学校法人審議会による教員審査(AC教員審査)を受けることが必要。(AC教員審査を経ずに授業等を担当することはできない)

※様式は文部科学省ホームページに掲載。

【平成26年度のAC教員審査実施予定】

AC教員審査は以下の年3回ですので、担当予定授業科目の開設に間に合うよう計画的に審査を受けてください。

<平成26年度>

区分	書類提出締切	受領確認連絡期間	審査期間	結果伝達時期
第1回	6月13日	6月25日～6月27日	7月	8月中旬
第2回	8月15日	8月27日～8月29日	9月	10月中旬
第3回	12月12日	12月24日～12月25日	1月	2月中旬

※上記受領確認連絡期間に、大学設置室より提出大学にメールで受領連絡をします。

受付確認連絡期間前、結果伝達時期前の問合せはお控え願います。

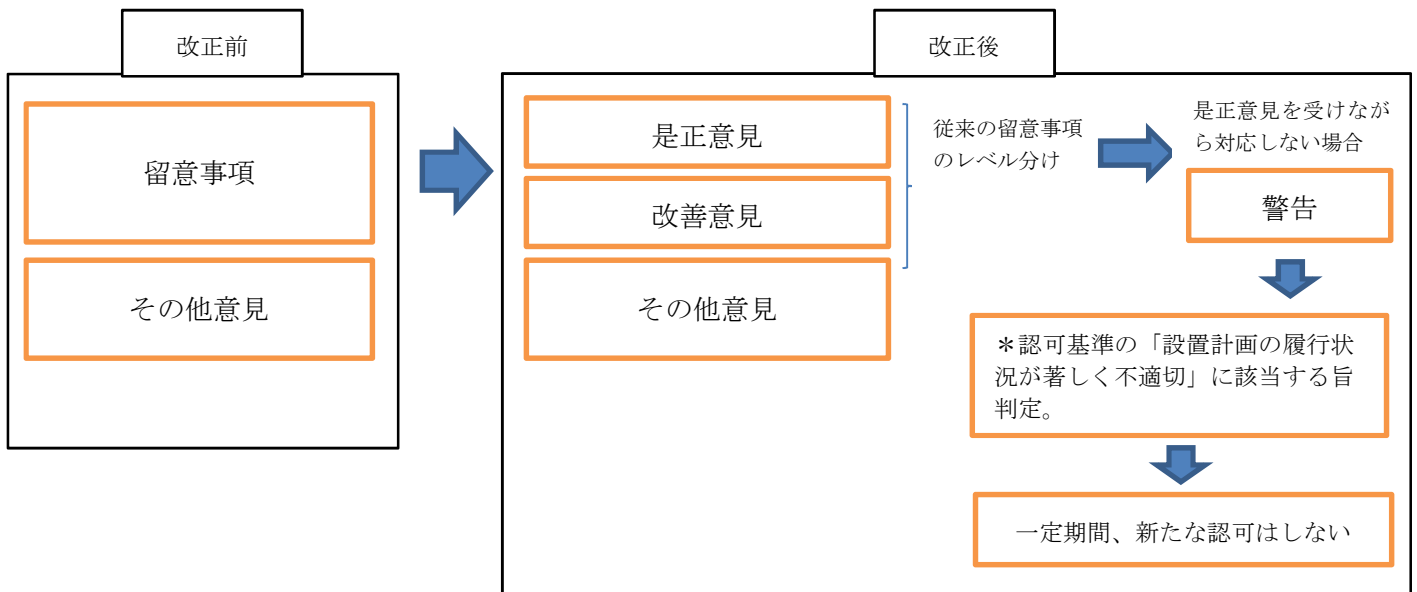
設置計画履行状況等調査（AC：アフターケア）の制度改正について

平成25年度に設置計画履行状況等調査委員会、大学設置分科会で議論し、設置計画履行状況等調査の制度改正を行います。平成26年度4月以降の調査から対象となります。

「設置計画履行状況等調査委員会審査運営内規」（平成26年2月24日 大学設置分科会決定）

- * AC委員会が付す意見について、現在の「留意事項」及び「その他意見」という2区分から、「改善意見」、「是正意見」及び「その他意見」という3区分として整理し、AC委員会としての意見の意味を明確化します。また、新たに「警告」を設けて、是正意見を受けながら是正をしない場合には、認可基準の「設置計画の履行状況が不適当な状態」に該当しうることを警告し、是正を促す仕組みを設けます。（第二条）
- * AC委員会の調査対象に認可・届出に加えて、私立の大学等の収容定員増の認可申請に係る「収容定員の充足状況が著しく不適切な状態」を対象とします。（第四条）
- * ACの対象期間を「開設年度の始まりから設置計画が完成する年度の終わりまでの期間」とし、改善意見等が付されている場合には、改善されるまでの間はAC対象とします。（第四条）

○「留意事項」の変更



○意見の種類

意見の種類	定義
警告	是正意見を受けながら、その是正に向けた早急な対応がなされていないと認められる場合に、認可基準の「設置計画の履行状況が著しく不適当な状態」に該当するおそれがある旨を伝達するもの
是正意見	早急な是正が求められる場合、又は改善意見を受けたにも関わらず不履行又は対応不十分な場合、設置者にその是正に向けた早急な対応を求める意見
改善意見	改善を強く求める事項があり、設置者にその改善に向けた対応を求める意見
その他意見	改善が望まれる事項があり、これを通知する意見
留意事項（認可時のみ）	認可時に付された、設置計画の履行において留意すべき事項